(11) ランナーが野手の持っているボールによってタッチされるのを避けるために進塁・帰塁の別なく走路の両側１ｍ以上離れて走ってアウトになったあと。

(12) ランナーがタッチアウト、またはフォースアウトされたとき。

(13) 飛球が正しく捕球されたとき。

(14) 送球されたボールが審判員や攻撃側の競技者に触れたとき。ただし、故意に触れたときは除く。

(15) ボールデッドになる場合を除くすべてのとき。

3. ディレードデットボール

(1) ディレードデッドボールとは妨害行為など規則違反があったにもかかわらず、プレイが続けられたとき直ちにボールデッドにしないで、プレイが一段落した後でボールデッドにする。

(2) ディレードデッドボールが適用されるケースはつぎの場合である。

a) キック妨害があったとき。

b) 球審が捕手の送球を妨害したとき。

c) 走塁妨害があったとき。

d) ベースコーチがランナーのタッチアップを助けたとき。

e) 帽子や衣類の一部を投げてフェアボールに当たったとき。

第１３章 抗議（プロテスト）

1. 抗議できるのは監督のみである。

2. つぎの場合は抗議できない。

(1) キックボールがフェアかファウルか。

(2) ランナーがアウトかセーフか。

(3) 投球がストライクかボールか。

(4) 投球が正しいか不正か。

(5) ランナーが塁に触れたかどうか。

(6) 飛球が捕球されたときランナーが塁を早く離れたかどうか。

(7) 飛球が正しく捕球されたか捕球されなかったか。

(8) キック制限区域内のプレイがインプレイかボールデッドか。

(9) 走塁妨害または守備妨害があったかどうか。

(10) 試合続行および再開とグラウンド状況の判断。

(11) 単に審判員の判定の正確性という点に含まれている他のいろいろな事項。

3. つぎの場合は抗議できる。

(1) ルールの解釈の間違いがあるとき。

(2) 審判員の裁定がルール適用を過している疑いがあるとき。

(3) 違反に対するペナルティの適用が過って課せられた疑いがあるとき。

4. 抗議の時期

抗議に関する通告は、つぎのキッカーに対して投球動作に入るまでか、守備者の全員がフェアの地域を離れるまでの間に、速やかに行われなければならない。

第１４章 審判員

1. 審判員の権限

(1) 公式の審判員はフットベースボール委員会が認定した講習を受講し、資格認定試験を受けなければならない。

(2) 審判員は競技者・監督・主将・コーチに対してその判断により、本ルールの一部またはすべてについて強制したり実施させたりすることができる。

(3) 審判員は本ルールに基づき、反則のペナルティを課すことができる。

(4) 審判員はプレイヤーが相手チームや役員そして観衆に対して名誉を傷つけたり侮辱を与えることばを使ったりして、著しく非礼であると判断したときは違反者を退場させることができる。

(5) 球審は本ルールで特に規定していないような状況が起こった場合、これらに関する裁定を下す権限を持っている。この場合、大会競技委員長または審判長の意見を考慮することが望ましい。

(6) 審判員は１名の球審と３名の塁審で行う。副審を１名配置することが望ましい。

2. 球審の任務はつぎの通りである。

球審はキッカーズボックス（蹴者席）の左側、キャッチャーズボックス寄りの判定を下すのに最も適した所に位置する。【第 26 図】

(1) 試合の開始・停止・中断・再開・中止・終了の宣言。

(2) 投球に対する判定をする。

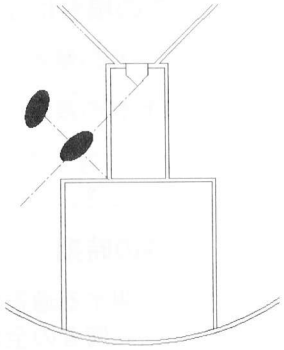

【図２６】

(3) キックボールに対する判定をする。

(4) キッカーに対する判定をする。

(5) 本塁およびその付近でのプレイに対する判定をする。

(6) プレイヤーの交代の受付・確認とその通告を行う。

(7) 没収試合を宣告する。

(8) その他、塁審の行うものを除くすべての裁定をする。

3. 塁審の任務はつぎの通りである。

塁審は各塁での判定を下すのに最も適したところに位置する。

(1) 本塁を除く各塁および塁間でのプレイについて判定する。

(2) 球審の裁定に対する援助をする。

4. 球審または塁審は、つぎの事項に関しては平等の権限をもつ。

(1) ランナーが塁を早く離れたことに対するアウトの宣告。

(2) プレイの中断のためのタイムの宣告。

(3) ルールに違反したプレイヤー・コーチ・監督に対する退場命令。

(4) 不正用具の使用に対する警告。

5. 副審の任務はつぎの通りである。

副審の席は競技場全体の状況がよく見えるところに設置する。（スコアラーの横に位置することが望ましい。）

(1) 副審は試合中、審判員のルール適用の誤り、監督の抗議などを解決するために置く。

(2) 副審は１名置くことが望ましい。

(3) 副審は当該審判員とともに試合運営に責任を持つ。